建設業法の概要と建設業の現状について

〇建設業法の概要

目的 建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図る ことによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとと もに建設業の健全な発展を促進

1. 建設業許可制度

建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならない(軽微な工事のみ請け負う場合を除く。)。

- ※ 許可を要しない軽微な建設工事
 - … 500万円未満の建設工事 (建築一式工事の場合は1500万円未満又は延べ 面積150㎡未満の木造住宅工事)
- (1) 許可行政庁
 - ・ 2以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合
 - → 国土交通大臣
 - ・1の都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合
 - → 都道府県知事
- (2) 特定建設業と一般建設業の別
 - ・3000万円(建築工事業は4500万円)以上の下請契約を締結して施工
 - → 特定建設業
 - ・それ以外の場合
 - → 一般建設業
- (3) 業種別許可

許可は28業種(土木、建築、管など)に区分して行われる。

(4) 許可の基準

(積極的要件)

- ・経営業務の管理責任者の設置
 - …許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者と しての経験を有する常勤役員等を置かなければならない。
- ・営業所ごとの専任技術者の設置
 - …営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を専任で置かな ければならない。

- ・誠実性を有していること
 - …法人やその役員、使用人が請負契約に関して不正又は不誠実な行為を するおそれが明らかな者であってはならない。
- ・財産的基礎を有していること
 - …一定以上の自己資本(国土交通大臣許可業者については、一般建設業は500万円、特定建設業は4000万円)を有する等、請負契約を履行する に足りる財産的基礎を有していなければならない。

(消極的要件)

- ・成年被後見人等でないこと
- ・許可の取消や禁固以上の刑の執行を終えた日から5年を経過しない者でないこと等

2. 請負契約の適正化

請負契約の片務性改善、下請負人保護の徹底のため、書面による契約の締結、 一括下請負の禁止等について規定しているほか、下請代金の支払期日等、特定 建設業者の下請負人に対する指導等について規定している。

3. 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、建設工事紛争審査会によるあっせん、調停、仲裁の制度を設けている。

4. 監督処分

法令の遵守の実効性を確保するため、許可行政庁による指示、営業停止、許可の取消等の措置について規定している。

- ① 指示処分(請負契約に関して不誠実な行為をした場合、一括下請負に違反した場合等)
- ② 営業停止処分(指示処分に違反した場合、情状が重い場合)
- ③ 許可の取消処分(許可拒否要件に該当することとなった場合、営業停止処分に従わなかった場合)

許可を受けていない者に対しても適用される建設業法の主な規定について

1. 都道府県知事による監督処分(指示処分・営業停止処分)

許可を受けないで建設業を営む者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、請負契約に関して著しく不誠実な行為(悪質・重大な手抜き工事や契約不履行等)があった場合には、都道府県知事が当該者に対して指示処分又は営業停止処分をすることができることとされている。

2. 利害関係人による都道府県知事に対する措置要求

許可を受けないで建設業を営む者に上記1. の事実(建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたこと・請負契約に関して著しく不誠実な行為があったこと)があった場合は、利害関係人が都道府県知事に対し、その事実を申告し、適切な措置を取るべきことを求めることができることとされている。

3. 国土交通大臣・都道府県知事による報告徴収・立入検査

国土交通大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、許可の有無に関わらず、建設業を営む者から報告を徴収し、その職員に立ち入り検査を行わせることができることとされている。

4. 公正な請負契約の締結義務・請負契約の書面締結義務等

請負契約の当事者は、請負契約の締結に当たっては、

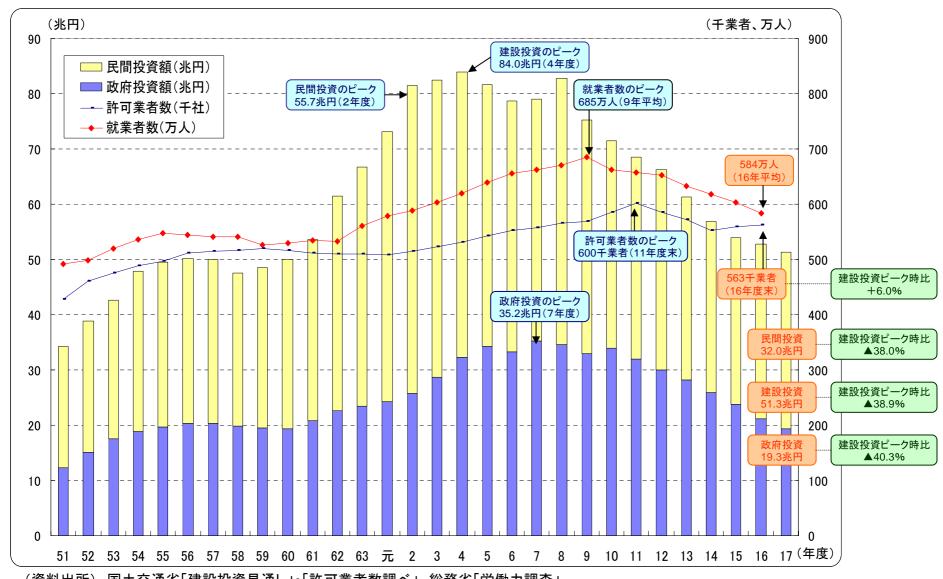
- ① 各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って 誠実に履行
- ② 当該契約は工事内容や請負代金の額等、法律で定められた事項を記載した書面 に署名又は記名押印をして相互に交付

しなければならないこととされている。

5. 建設工事紛争審査会による紛争解決

建設工事の請負契約に関して紛争がある場合には、国土交通省及び各都道府県に設置されている建設工事紛争審査会に対し、あっせん、調停、仲裁を求めることができることとされている。

建設業の現状 ~ 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移~



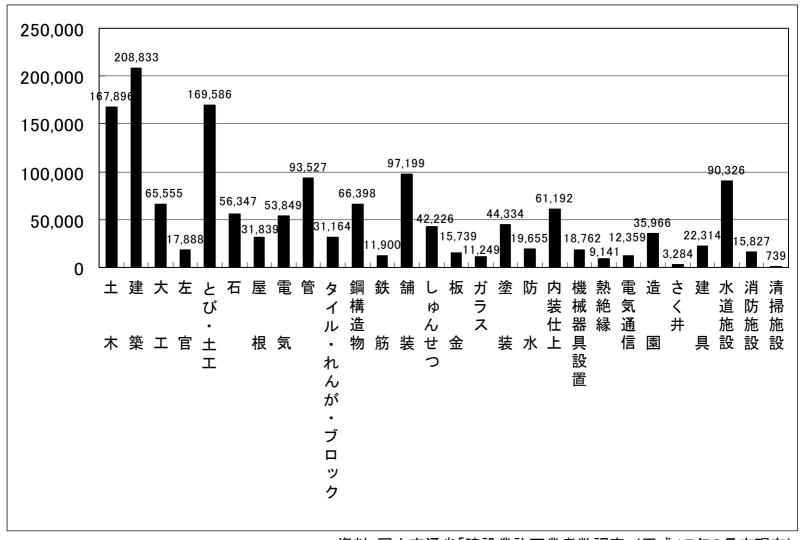
(資料出所) 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

- 注1 投資額については平成14年度まで実績、15年度・16年度は見込み、17年度は見通し
- 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
- 注3 就業者数は年平均

業者別許可業者数

○ 許可は、28業種に区分

営業所や工事現場に配置すべき技術者の資格が相違。



資料:国土交通省「建設業許可業者数調査」(平成17年3月末現在)